

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と生活を調和させ、能力を最大限に発揮できる雇用環境を整備するため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日から2029年3月31日までの3年間
2. 内容

【目標1】 男性の育児休業取得率を50%以上とする。

<取組内容>

1. 該当する社員には、会社から休業取得を促す。(2026年4月～)
2. 休業者の業務カバー体制の検討・実施(2026年4月～)

【目標2】 所定外労働を策定年度比10%削減する。

<取組内容>

1. 全社員の勤務実態を把握する。(2026年4月～)
2. 実態に合わせて、所定外労働の管理方法及び対策を検討する。(2026年10月～)
3. 上記2の運用を開始する。(2027年1月～)